

**第12期 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会
通常総会（作業部会との合同会議）議事録**

（要点筆記）

- 1 **開催日時** 令和5年10月17日（火）午後7時00分～午後8時00分
- 2 **開催場所** 加須保健所 2階 大会議室
- 3 **出席者** 別添名簿のとおり
※新型コロナウイルス感染症の感染防止策のひとつとして、オンライン会議を取り入れて開催

4 進 行

（1）開会

（2）あいさつ（加藤会長）

協議会規程第21条により加藤会長が議長

（3）議事録署名人選出

加藤会長が南埼玉郡市医師会会長の高木先生と加須医師会副会長の武正先生を指名

（4）経過報告

長原ヒューマンネットワーク担当部会長（済生会加須病院長）

みなさん、こんばんは。今、加藤会長からお話がありましたように、残念ながら、この革新的な「とねっと」の事業が終了することなので、最後まできちんとやっていただきたいと思います。ただ、これはやはり、日本という国の抱えている問題があらわれていると思ひまして、そういう意味では忸怩たる思いがありますが、発展的に解消することでもありますので、今後も地域医療のために尽くしたいと思っております。本当にみなさん長いことありがとうございました。残り1年くらいではありますけれども、頑張っってやっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

三島 IT ネットワーク担当部会長（東埼玉総合病院 顧問）

みなさん、こんばんは。長い間お疲れさまでした。あともう少しですけれども、ちゃんと総括をしなければいけないと思ひますので、この12年間で得られたものをですね、例えば、幸手市では透析予防において、他の市と比べてどれくらい効果があったのか、救急隊の搬送時間が短くなったとか報告がありましたが、その他の何か目に見える数字はないのかなど、せっかく12年やってきて、のちに繋げられるそういう数字の総

括というものを今後残りの時間で考えてみれば、見つけてみればいいんじゃないかと思
いますので、また作業部会等で検討していければいいのではないかと思います。

(5) 協議事項 (別添資料参照)

○協議第1号 令和4年度事業報告及び収支決算(案)について

監事を代表して、秋本監事から監査報告

長原ヒューマンネットワーク担当部会長(済生会加須病院)

貯蔵品の「とねっと」カードとは何ですか。

渡辺事務局長

「とねっと」に参加されているみなさんに配布しているカードで、表面に7市2町の市章・町章が、裏面にはカードのID、氏名、生年月日等が記載され、このカードを参加医療機関に提示することにより、情報共有のツールとなっています。決算書では1枚213円で、現時点のカードの残高を示しています。当時、前会長(大橋加須市長)から、加須市民は全員参加すると想定して、100,000人(枚)、加須市以外で50,000人(枚)、あわせて150,000人(枚)ということで購入しております。埼玉県地域医療再生計画では50,000人(枚)ということでした。この点は、監事の方からも同様のご質問をいただきました。

長原ヒューマンネットワーク担当部会長(済生会加須病院)

これは、売ってお金になるとか、回収できることはないんですね。
20,000,000円強くらいですよ。監事さんどうでしょうか。

秋本監事

全く同じ質問を事務局長にしましたが、当時の大橋市長(会長)の目標が加須市民を全員参加させるんだということで、こういう結果になってしまいましたということでした。あとは処分しかないんでしょうね。何か他に有効利用ができればいいと思い、監査のときに伺いましたが、特に良い方法はないとのことでした。

加藤会長

仕方ないですよ。

(原案のとおり承認)

○協議第2号 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会のシステム事業費に係る費用負担に関する規程の一部改正（案）について

- ・蓮田病院の退会（令和5年3月31日）
 - ・加須市医療診断センターの退会（令和5年3月31日：業務廃止）
- 両施設をシステム事業費に係る費用負担施設から除く。

（原案のとおり承認）

○協議第3号「とねっと」の今後のスケジュールの概要（案）について
渡辺事務局長

「とねっと」は1年間の延長期間を経て、令和5年度末で事業終了、令和6年度は6か月間の清算業務を設け、9月末をもって協議会を解散します。

協議会、作業部会につきましては、令和6年3月に今回と同様に合同での臨時総会を開催させていただきたいと考えております。そこでの案件につきましては、今後の方向性が仮に承認いただければ、協議会の解散の議案を出したいと思っております。あとは、協議会の清算業務、残った財産をどこにどのように帰属させるのか、処分させるのか、あとは6年度予算の決定等をしたいと思っております。

なお、協議会解散後は、監事が不在となりますが、この後、半年間の清算業務がありますので、その費用は税金を使っておりますので、きちんと監査をやらなければいけないので、改めて10月1日以降の監事の提案をしたいと思っております。

医療機関・住民等への事業終了に伴う周知活動につきましては、本年4月から、「とねっと」ホームページでの周知、各構成市町の広報、ホームページでの周知、また、協議会事務局、構成市町から参加者全員への個別通知を発送いたしました。仮に来年3月の臨時総会で、協議会解散の協議案が承認されましたら、その解散決定を受けて、3月下旬頃に改めて事務局の方から医療機関や行政の皆様、報道機関等へ協議会解散（事業終了）の周知をしたいと考えております。

その後、来年の9月30日で「とねっと」のホームページを閉鎖することを考えております。しかし、協議会解散後も清算業務のうち残業務がありますので、いずれかの構成市町に協議会事務局の継承をお願いしているところであります。

（原案のとおり承認）

○協議第4号「とねっと」健康記録の方向性（案）について

渡辺局長

「とねっと」健康記録については、令和5年3月28日の協議会臨時総会でご承認を受け、令和5年4月1日～9月30日までの6か月間を延長したところであります。

その後、改めて、国立保健医療科学院から協議会事務局あてに、是非ともこれまでの過去データを用いて、「とねっと」の効果・検証をしたいとの申し出があり、令和5年10月1日～令和6年3月31日までの健康記録の利用料は国立保健医療科学院が政府予算等で負担することになりました。

については、健康記録を更に6か月間延長することもあわせて、参加者個人が登録した歩数、血圧、体重等のデータについては、「とねっと」利用規約に免責事項はあるものの、個人に所有権があることから、希望者に返還（民間企業への移行も含む。）することについて、本日承認を得たいので、提案するものであります。

既にご承知のとおり、「とねっと」システムは医療情報と健康記録という2つの分野で構成、運用されております。そこで、医療情報や健康記録のデータの所有者は誰かということについて、昨年度から協議を重ねてまいりました。その結果、健康記録については、個人が入力したデータの所有者は個人という判断となり、協議会事務局としては、希望者には何らかの方法で返還することが必要ではないかという視点に立ち、その返還方法や財源を検討してきたところであります。

構成市町と何度も協議を重ねた結果、次の2点の方法により返還したいという結論になりました。ひとつには、参加者の登録データをNECの健康記録委託会社（キーウェアソリューションズ（株））のLife Routeに移行する方法です。この方法は、現在の健康記録の活用者が、そのまま使用でき、かつ、データの継続性が保たれることとなります。また、「とねっと」は解散（事業終了）となりますが、「とねっと」事業のうち、健康記録については、民間企業へ移行措置として残存されます。更に、構成市町としては、このシステムの構築費用として、構成市町が一体として、健康記録の利活用者の1年間の参加負担金相当額を支援することとしました。

二つ目は、参加者が携帯又はWebからスクリーンショットでデータを保存する方法です。健康記録利用者は、この2点の双方または片方を希望する、あるいはいずれも希望しないことも可としておりますので、個人の判断に委ねたいと思います。この周知については、本日、承認が得られた場合には、11月頃に健康記録システムと「とねっと」ホームページで周知する予定です。

中野副作業部会長（東埼玉総合病院）

京都大学の医療情報学会の要職を歴任されている黒田先生が友人であるため、今年度末で事業が終了する「とねっと」で、PHR（健康記録）等で住民個人が入力した情報について、運営主体の一方的な対応が適切と言えるのか、また、法的な根拠も同時に教えてほしいと伺ったところ、法的な根拠はあるとのことでした。まず、個人情報保護法

第33条は、下記のとおり規定しています。本人は個人情報取扱受領者に対して、本来、当該本人が識別される固有個人データの電子的記録による提供の方法、その他個人情報保護委員会規程で定める方法により開示を請求することができる。つまり、本人は組織が一方的にその情報を破棄したとしても、個人は電子的記録の提供を求めることができるという法的な根拠がある中で、素晴らしいご提案をいただいたとっております。非常に現実的で、しかも、それが有料でも妥当な額であれば問題ないということなので、非常に良い提案をいただいたと思いました。

長原ヒューマンネットワーク担当部会長（済生会加須病院）

この移行データの措置はいつまでとられるんですか。
移行後に預けたデータはいつまで見られるんですか。1年とか、2年とか、10年とかですか。

キーウェアソリューションズ（株）

「とねっと」自体が今年度末までの運用となりますので、そこまでは「とねっと」システムに残ります。移行を希望した方は、Life Route にインポートしていただいて、それからお金を払わなくても令和6年4月いっぱい使えます。それ以降は個人の方にクレジットカードで1か月250円のお金を払っていただければ、払っていただける限りはずっと見られます。

長原ヒューマンネットワーク担当部会長（済生会加須病院）

話が先に戻って恐縮ですけれども、国立保健医療科学院は、結局、お金の工面はできているのですか。

渡辺事務局長

工面はできました。前の協議会のときには、健康記録の利用期間は、上半期の9月末までしかなかったのですが、10月1日から3月31日までの健康記録の利用料を国立保健医療科学院が負担することになりました。
補助金等の申請は通らなかったもので、科学院自らの予算で工面したとのこと。今後、国等の補助金申請があった場合には、適宜、応募したいとも話しておりました。

長原ヒューマンネットワーク担当部会長（済生会加須病院）

やっぱり、これも個人情報に絡むことなので、倫理委員会などちゃんと通さなければならぬと思うのですが、その場合、どこが倫理委員会を組織して、どこにこれのOKを取るかということが非常に重要です。

渡辺事務局長

その件につきましても、科学院とも協議を重ねております。
科学院はもともと研究機関ですので、その内部に倫理委員会がありますので、そこは心配ないと事務局は考えております。

長原ヒューマンネットワーク担当部会長（済生会加須病院）

科学院の倫理委員会でいいのかという問題はあります。
ここ（協議会）に設置するとか、県とか、いわば学会の倫理委員会なりがあるところに申請するものではないですか。

中野副作業部会長（東埼玉総合病院）

国立保健医療科学院と協議をしておりますが、今回は薬品の委託書の研究ではないので、あくまでも後ろ向きに調査をするだけです。

長原ヒューマンネットワーク担当部会長（済生会加須病院）

それは倫理委員会で広報紙的にやるのではなくて、オプトアウトして、ちゃんと開示するとか、そういう話をどこでやるのかということです。

中野副作業部会長（東埼玉総合病院）

それは、国立保健医療科学院の倫理委員会でやります。

長原ヒューマンネットワーク担当部会長（済生会加須病院）

そう思っているのは、ここだけで、彼らが自分たちで作ったデータではないから、ちょっと微妙なんではないかなと思います。

中野副作業部会長（東埼玉総合病院）

ご指摘はそのとおりで、国立保健医療科学院で通った倫理規程を、こちらの方で承認する必要性はあるかと思います。

長原ヒューマンネットワーク担当部会長（済生会加須病院）

国立保健医療科学院が主体となってやっていた患者さんのデータをオプトアウトして広報紙的に研究課題として発言するのは全然OKですが、材料がここのものなのを、自分たちがとって都合のいいようにデータを解析するというわけなので、それはやっぱり違うと思います。これは問題になると思います。

中野副作業部会長（東埼玉総合病院）

ご指摘の通りで、倫理委員会の内容をこちらで承認する必要があると思います。もうひとつありまして、糖尿病という領域の内容で出しておりまして、それはほぼ東埼玉総合病院のデータで、「とねっと」は東埼玉総合病院のデータをお預かりしているという立場なので、東埼玉総合病院の倫理委員会は通します。今回の研究は、「とねっと」というシステムは通しますが、帰属はもちろん本人ですが、東埼玉総合病院がお預かりしている情報なので、対象者はかなり絞られます。

長原ヒューマンネットワーク担当部会長（済生会加須病院）

分かりました。

東埼玉総合病院の限られたデータで、患者さんが割と把握できているのであれば、それで良いと思います。

中野副作業部会長（東埼玉総合病院）

ご指摘ありがとうございました。

（原案のとおり承認）

（7）その他

次回の協議会開催予定日：令和6年3月下旬頃開催予定

臨時総会と作業部会との合同会議

（8）閉会

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和5年 月 日

議 長（会長） 加藤 誠（原本署名あり）

署 名 人 高木 学（原本署名あり）

署 名 人 武正 寿明（原本署名あり）